

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本森林技術協会（以下、「本協会」という。）定款第52条第2項の規定に基づき、コンプライアンスに関する必要な事項を定め、本協会が社会規範に沿った責任ある行動を取ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程においてコンプライアンスとは、法令及び本協会の定款、就業規則、諸規程並びに社会規範（以下「法令等」という）を遵守することをいう。

(役職員の責務)

第3条 役職員は、本協会の使命と社会的責任を自覚するとともに、常に法令等を遵守し、適切な業務活動に努めなければならない。

(体制)

第4条 理事長は、コンプライアンスに係る体制の構築を指揮し、コンプライアンスに係る組織として次のものを置く。

- (1) コンプライアンス統括者
- (2) コンプライアンス委員会

(コンプライアンス統括者)

第5条 前条のコンプライアンス統括者（以下「統括者」という。）は、理事長が業務執行理事の中から指名する。

2 統括者は、コンプライアンス全般に係る事項を所管し、コンプライアンスに係る各種施策の立案及び実施の責務を有する。

3 統括者の役割・権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施の責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス委員会)

第6条 コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）は、コンプライアンスに係る体制の構築及びその推進について検討、審議を行う。

2 委員会は、次に掲げる事項について検討、審議し、その結果を理事長に報告する。

- (1) コンプライアンスの実施に係る規定等の制定及び改廃に関すること
- (2) コンプライアンスの実施状況の点検に関すること
- (3) コンプライアンスに係る相談窓口に関すること
- (4) コンプライアンスに係る職員への教育・指導の実施に関すること
- (5) その他、コンプライアンスに係る必要な事項に関すること

3 委員会の構成は、委員長及び各部長、グループ長並びに委員長が指名する者を委員とする。

4 委員会の開催は、必要に応じて委員長が招集する。

(教育・指導)

第7条 理事長は、コンプライアンスに係る教育・指導については、コンプライアンスに係る講習会等に役職員を参加させる機会をつくり、委員会が作成した内容等を定例会議等を通じて職員に対して指導周知する。

(公益通報処理)

第8条 職員、会員等からの組織的又は個人的なコンプライアンスに係る相談又は通報の適正な処理を行うために必要な規定は、理事長が定めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会において行う。

2 前項の規定にかかわらず、関係法令等の改正に対応した改正等を行う場合は、常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

その場合、直近の理事会において所要の報告を行うものとする。

附則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。(平成23年9月1日の平成23年度臨時理事会決議)

令和4年4月1日 一部改正